

令和7年第4回定例公安委員会会議録

開催日時 令和7年2月6日(木) 午前11時7分～午後2時35分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時10分

2 出席者

公安委員会 勝部委員長 久本委員 笠田委員

警察本部 野村警察本部長 森本警務部長 宮田首席監察官
細田生活安全部長 前田刑事部長 山本交通部長
樋口警備部長 濱本警察学校長 坂口情報通信部長
吉村警務部参事官

(事務局等～岩城公安委員会補佐室長、総務課員)

3 議題事項

4 報告事項

- 警察本部長に対する苦情の受理状況(令和6年10月～12月)及び苦情申出制度の運用状況(令和6年中)(警務部)
- 令和6年度鳥取県警察柔道・剣道大会の結果(警務部)
- 令和6年における犯罪抑止総合対策の推進状況(生活安全部)
- 令和6年中の110番受理状況(生活安全部)
- 鳥取県警察手数料条例の一部改正(自動車保管場所標章の廃止)(交通部)

(1) 警察本部長に対する苦情の受理状況(令和6年10月～12月)及び苦情申出制度の運用状況(令和6年中)(警務部)

警察本部

昨年10月から12月までの間、警察本部長に対する苦情の受理はなかった。

苦情申出制度の運用状況について、令和6年中の苦情の申出は、公安委員会に対する苦情が7件、警察本部長に対する苦情が5件の、合計12件であった。令和5年中と比較すると、公安委員会に対する苦情が4件増加し、警察本部長に対する苦情が2件減少した。また、指摘事実のあるものは3件で、令和5年に比べ1件減少した。指摘事実のあった3件の内訳は、生活安全部門が2件、交通部門が1件であった。

今後も、県民の期待にこたえる活動の推進に努めていく。

委員

県民の方からの苦情については、しっかりと聞いていただき、直すべきところは直していただきたい。今後も適正に対処していただけたらと思う。

委員

苦情申立制度は県民の権利の一つであり、申出を受理した際は、引き続き丁寧な対応をお願いしたい。各種業務を行うに当たっては、県民の立場に立って進めていただくよう、今後もよろしく願います。

委員

市民応接についての苦情内容が散見される。個別の現場で工夫していただいていると思うが、後に苦情に発展することのないよう、適切な対応をしていただきたい。

(2) 令和6年度鳥取県警察柔道・剣道大会の結果（警務部）

警察本部

本年1月24日に開催した鳥取県警察柔道・剣道大会の結果について、柔道団体戦優勝チームは、A組が鳥取警察署、B組が境港警察署、剣道団体戦優勝チームは、A組が米子警察署、B組が琴浦大山警察署であった。

本大会では、特別訓練員による模範試合を行い、緊張感のある中で、柔道、剣道それぞれが非常によい試合をしていた。

今年度の術科関係の大会は全て終了となった。来年度も引き続き、適切な警察活動が行えるよう、術科の取組を推進していく。

委員

柔道、剣道は警察官にとって重要な技能である。県警察全体で切磋琢磨し、高め合ってもらいたい。

委員

鳥取県警察柔道・剣道大会に出席し、間近で試合を観戦させていただいた。剣道団体戦では、男性警察官と女性警察官が対戦する場面があり、体格差がある中でも、気迫で負けない女性警察官の姿が印象的であった。実際の現場では、女性警察官であっても体格の大きい者と対峙することがある。今後も、訓練を通じて鍛錬していただきたい。

委員

警察学校の生徒は大会に参加して緊張されたと思うが、引き続き術科を頑張っていたいただきたい。

(3) 令和6年における犯罪抑止総合対策の推進状況（生活安全部）

警察本部

はじめに、刑法犯認知件数についてであるが、戦後最多を記録した平成15年の9,302件をピークに、17年連続で減少していたが、令和3年に増加に転じ、その後は4年連続で増加している。令和6年は、前年比で152件の増加となり、刑法犯認知件数は2,252件であった。

次に、重点犯罪の発生状況について説明させていただく。県民の身近なところで発生する割合の高い犯罪7罪種を重点犯罪と規定しており、重点犯罪の認知件数についても、前年から27件増加した。罪種別では、自転車盗、万引き、性犯罪及び特殊詐欺の件数が増加となった。当県では、窃盗被害における無施錠率が高いという特徴があり、自転車盗と車上ねらいのうち約8割が無施錠で被害に遭っていることから、鍵掛けの重要性を継続的に呼び掛けている。

続いて、特殊詐欺等の被害状況について説明させていただく。令和6年の特殊詐欺被害は、認知件数76件、被害金額約1億490万円となり、認知件数が過去最高を更新した。SNS型投資・ロマンス詐欺の被害と合わせると、被害額は7億円を超えており、極めて深刻な状況である。昨年は、副業目的の詐欺被害や、警察官をかたって「あなたの口座や携帯が犯罪に使われている。」「身の潔白を証明するために、送金してほしい。」とだます手口の被害が急増した。被害対象が高齢者だけでなく、若年層にも拡大しているため、幅広い世代に対する広報・啓発が必要となっている。その一方で、金融機関職員やコンビニエンスストア店員の協力により、多くの被害を水際で防止していただいた。引き続き、関係機関と連携した水際阻止対策を推進していく。

最後に、今後の取組について説明させていただく。

一点目は、自転車盗被害防止に向けた鍵掛け広報の強化についてである。当県では、窃盗被害における無施錠率が高く、特に自転車盗被害のうち84.6パーセントが無施錠であり、全国平均の66.3パーセントを大きく上回っている。

学生に対して、鍵掛けの重要性を認識してもらえるように、防犯講習の機会などを利用し、施錠率向上に向けて取り組んでいく。

二点目は、犯罪実行者募集情報、いわゆる「闇バイト」と、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の広報啓発の強化についてである。現在、県や教育委員会と連携し、「県民を闇バイトに加担させない」、「闇バイトの被害に遭わせない」対策に取り組んでいる。また、自身や家族に危害を加えると脅迫されても、警察に相談すれば必ず保護するという情報発信を継続していく。闇バイトに応募した先には、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺にも加担させられることが考えられることから、闇バイトと特殊詐欺対策を連動させた広報啓発が必要となる。日々悪質化・巧妙化する詐欺手口に対する県民の抵抗力を高めるためには、県民が詐欺の手口を知り、家族や知人と声を掛け合って被害を防止できる環境を整えることが必要であり、防災無線やトリピーメール、テレビCM、SNS等を活用し、タイムリーに被害防止情報を発信していく。また、金融機関やコンビニエンスストア、協力企業と知恵を出し合いながら、インパクトのある防犯指導、広報・啓発を推進していきたいと考えている。

委員

重点犯罪に規定されている自転車盗、万引き、特殊詐欺等は、日頃からニュース等で見聞きする身近な犯罪であり、特に特殊詐欺については年々手口が新たに変わっていることから、対策の強化をお願いしたい。

今後の取組について、無施錠に対する鍵掛け広報の強化、闇バイトに関し、若年層への啓発活動を強化されていくとのことであった。他県の取組も参考にしながら、各種広報等を推進していただきたい。

委員

刑法犯認知件数が令和3年以降増加しているのは気になる傾向であり、鳥取県独自の傾向についても、しっかりと分析していただきたい。重点犯罪の中で、性犯罪の件数が増加しているが、刑法改正により、被害者が届出をしやすい環境が整備されたことも一つの要因であるかと思う。特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺被害については、合わせて7億円超えの被害となっている。他団体との連携も含め、広報・対策の強化をお願いする。

委員

街中で、警察車両が赤色灯を点灯させて走行しているところを目にすることが多く、こうした地道なパトロール活動が犯罪抑止につながっていると思う。また、警察署が発行する広報紙について、回覧等で目にすることが多い。SNSによる広報と並行しながら、情報発信を積極的に行っていただきたい。

(4) 令和6年中の110番受理状況（生活安全部）

警察本部

まず、110番通報受理件数の5年間の推移についてである。令和6年中の総受理件数は、4万8,035件で、前年比334件の増加となった。令和2年及び令和3年の総受理件数は3万件台後半の件数であり、コロナ禍による社会情勢が影響したものと認められるが、令和4年以降はコロナ禍前の水準に戻っている。

総受理件数のうち、警察官が現場対応等を実施した有効件数の状況について説明させていただく。通報内容は、例年どおり、交通事故等の「交通関係」が最も多く、令和6年は、前年比で220件の増加となっており、有効件数の30.5パーセントを占めている。「交通関係」に次いで多い内容は「各種情報」であり、昨年と同水準となっている。「各種情報」については、信号が滅灯している、落下物がある、不審者がいる等といった内容の通報となる。その次に多いのが、電話番号案内やその他の問い合わせ等「各種照会」であり、前年比1,322件の増加となっている。

次に、無効件数の状況についてであるが、令和6年中の無効件数は、前年比で1,000件減少した。過去に、Android搭載型のスマートフォンで、電源ボタンを連続5回押すと110番に自動接続される機能があったことで、全国的に誤接続が増加し、本県においても、令和4年から令和5年にかけて誤接、無応答の件数が急激に増加していたが、各種広報啓発活動、メーカー側の対応により、改善傾向となっている。緊急の対応を要しない各種照会、要望・苦情・相談等の割合が全体の多くを占めていることから、引き続き緊急通報である110番の適正な利用の呼び掛け、至急を要さない案件は警察総合相談電話#9110や各警察署等の各種相談窓口の利用を案内する等、各種広報・啓発活動を推進していく。

委員

110番通報受理件数が増加しているが、その中で、信号滅灯や不審者等の通報による各種情報の通報件数が、交通関係に次いで多いとのことであった。これは、県民の関心の高さの表れとも読み取れるので、受理した際は、しっかりと対応していただきたい。無効件数が減少しているとのことであり、良い傾向である。

委員

110番通報は、県民にとって安心のよりどころである。そんな中で、無効件数が多いところが気になる。今後も110番通報の適正な利用を呼び掛けるなど、対策をお願いしたい。

委員

天候状況や災害の発生により、通報受理件数が増えることがあると思うが、無効件数が一定数あり、いざという時に業務を阻害しないよう、広報等による対

策を引き続きお願いしたい。

(5) 鳥取県警察手数料条例の一部改正（自動車保管場所標章の廃止）（交通部）

警察本部

令和7年4月1日、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、同日から車庫証明の手続が変更となり、保管場所標章が廃止となる。これに伴い、現在、鳥取県警察手数料条例で、自動車の保管場所標章の交付1件につき550円、自動車の保管場所標章の再交付1件につき550円をそれぞれ徴収することを定めているが、法改正に伴い、手数料条例を一部改正し、これらの交付に係る手数料部分を削除する。条例の施行日は、法改正と同じく令和7年4月1日で、鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例は、今月開催される定例県議会に提出することとしている。

自動車の保管場所標章が廃止されることにより、標章交付手数料の550円が不要となり、自動車所有者の経済的負担が軽減され、また、保管場所標章の発行準備を行っていた各警察署の窓口担当者の業務負担が軽減されるというメリットがある。保管場所標章が廃止となるが、車庫証明の手続自体は存続するので、保管場所標章が廃止となること及び引き続き保管場所の申請、届出は必要であることを各警察署窓口に広報紙を置くなどして県民の方々へ周知する。また、手数料の誤徴収防止に努めていく。

委員

保管場所標章の交付が不要となり、窓口業務の効率化が図られるとのことであった。また、県民にとっても、オンラインで処理が進むことで利便性が向上するとともに、経済的負担が軽減されるなど、メリットが大きい。制度の改正にあたり、広報をしっかりと行っていただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

4 報告事項
監察報告

5 決裁
生活安全関係業者等に対する行政処分に関する訓令の一部改正等

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等
公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。